

7. 社団法人 札幌青年会議所 J C 基金規定

- 第1条 社団法人札幌青年会議所（以下「本会」という。）は、北海道及び札幌市の経済、文化並びに福祉の増進に貢献せんとする特別事業の目的遂行のため本会 J C 基金を設定する。
- 第2条 本基金は札幌青年会議所が推進する社会開発運動によって定められた事業のための資金として運用する。
- 第3条 基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。
- 第4条 本基金は次の各号に掲げるものをもって収入とする。
- 1) 会員拠出金
 - 2) 寄付金
 - 3) その他の収入
- 第5条 会員は年額 3,000 円を拠出する。
- 第6条 会員拠出金の徴収は1月に会費とともに徴収する。
- 第7条 本基金の支出は前年度に発生した利息と当該年度会員拠出金との合計額を限度として支出することができる。
- 第8条 本基金は特別会計とし、毎年12月決算を行う。
- 第9条 理事長は予算および決算を作成し、一般会計と同様の手続きにより、総会の承認を得なければならない。

附 則

本規定は昭和48年3月12日より施行する。